

健康保険証の廃止に関わる今後の対応について

標記につきまして、2024年12月2日から現行の健康保険被保険者証（以下「健康保険証」）の交付が廃止され、マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を基本とする仕組みとなります。これに関わる日本航空健康保険組合（以下「JAL 健保」）の対応ならびに変更事項等につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

1. 健康保険証廃止の全体像

令和6年(2024年)12月2日をもって健康保険証を廃止することを、国が決定した。

その結果、医療機関において保険適用を受けるための書類が、下記のとおりに変更となる。

○：利用可 ×：利用不可

	～2024/12/1	2024/12/2～ 2025/12/1	2025/12/2～
健康保険証	○(※)	○ 但し新規交付なし	×
マイナ保険証	○	○	○
資格確認書（新設）	—	○	○

※資格取得日（本人）や認定日（家族）が2024年12月1日以前であっても、届出の健保受理日が2024年12月2日以降の場合は、保険証は交付されない。

※JAL 健保の受付期限は、11月29日(金) 正午とします。

具体的な変更点については、以下のとおり。

- ① 健康保険証の新規交付を停止する。
- ② 既存の健康保険証は、2025年12月1日まで有効である。
- ③ マイナ保険証によりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者について、「資格確認書」（2.参照）を交付する。
- ④ 健康保険証廃止に伴いマイナ保険証保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、「資格情報のお知らせ」（3.参照）を交付する。

2. 「資格確認書」の交付

健康保険証廃止後、マイナ保険証の利用ができない方に、新たに「資格確認書」を交付する。

(1) 職権による交付

①対象者

マイナンバーカードの所有がない方や、保険証との紐づけが完了していない方

※ 現行保険証の保有者へは、2025年12月2日以降に使用可能な資格確認書を、2025年11月までに交付する予定。

②有効期限：令和11年(2029年)12月1日

③様式・サイズ・材質：カード型、プラスチック

(2) 申請による交付

①対象者

- 1) 被扶養者（以下「家族」）申請の際にご提出いただく、「被扶養者異動届」の「資格確認書発行要否」の「発行が必要」項目にチェックをつけた方
- 2) 上記以外で資格確認書の必要な方
「資格確認書（再）交付申請書」を JAL 健保へご提出ください。
※申請書は JAL 健保ホームページへ掲載します。

②有効期限：令和 11 年(2029 年)12 月 1 日

- ただし、①2)のうち申請理由が以下に該当する場合は「交付日から 2 か月」
- ・マイナンバーカードを紛失した方
 - ・マイナンバーカードの更新手続き中の方
 - ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方

③様式・サイズ・材質：カード型、プラスチック

ただし、有効期限が「交付日から 2 か月」のものはハガキサイズの紙

(3) 交付方法 : ご自宅宛てに郵送

(4) 交付までの日数

届出登録日から交付まで最短 5 営業日かかります。

3. 「資格情報のお知らせ」（以下「お知らせ」）の交付

健康保険証交付廃止後に加入された方へ、JAL 健保の加入登録が完了したことをお知らせするものとして、「お知らせ」を交付する。

「お知らせ」には、今まで健康保険証の券面に印刷されていた内容（被保険者記号・番号、氏名（カナ）等）が記載されている。

(1) 対象者：新規加入の本人および家族

(2) 有効期限：なし

(3) 様式：A4 タテ型の紙

(4) 交付方法：ご自宅宛てに郵送

(5) 使用用途

- ・JAL 健保への加入が完了したことを確認する書面。
- ・マイナ保険証が使用できない一部の医療機関を受診する際に、マイナンバーカードと一緒に提示することで保険診療が受けられる。

(6) 交付までの日数

届出登録日から交付まで最短 5 営業日かかります。

(7) 注意事項

「お知らせ」のみでは受診できませんので、ご注意ください。

4. その他の変更点

(1) 就職等で他健保へ加入した家族を削除するための添付書類について

現行：加入先健康保険組合の保険証のコピー

2024 年 12 月 2 日以降：加入先健康保険組合の「お知らせ」もしくは「資格確認書」のコピー

※ JAL 健保の健康保険証または資格確認書の返納義務には、変更ありません。

(2) マイナ保険証の利用登録解除について

「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」の提出が必要です。

希望される方は、JAL 健保までご連絡ください。

(3) 本業連発信後に生じた変更点等や連絡事項につきましては、あらためてご案内いたします。

5. JAL 健保からのお願い

上述のとおり、既存の健康保険証は、2025 年 12 月 1 日まで有効です。それ以降は、基本的にマイナ保険証に移行していただきますが、マイナンバーカードの所有がない方や保険証との紐づけが完了していない方には、2025 年 12 月 2 日以降に使用可能な資格確認書を、2025 年 11 月までに交付する予定です。

それまでに、皆さまおよびご家族の中でマイナ保険証の取得が可能な人は、マイナ保険証に移行いただきますよう、お願い申し上げます。

以 上

【お問合せ先】 健保事務センター

TEL : 03-6629-1140 9:00~17:00 (11:30~12:30、15:00~15:15 除く)